

事務連絡
令和2年2月7日

登録（外国）認証機関 担当者 殿

農林水産省食料産業局
食品製造課基準認証室

新型コロナウイルス感染症における海外工場等の検査にあたって
登録（外国）認証機関及び第三者検査機関としての対応について

貴機関におかれましては、日頃より JAS 制度の適正な運用に御協力いただきありがとうございます。

中国で発生した新型コロナウイルス感染症が、中国を中心に各国・地域に拡大しており、中国への渡航を控えるよう注意喚起がなされているところです。

海外に所在する JAS 認証工場等について、今後、各国の渡航制限・移動制限等（以下「渡航制限等」という。）により、登録（外国）認証機関（以下「認証機関等」という。）の年次監査及び第三者検査機関として行う格付検査に支障が生じる恐れがあります。

つきましては、海外の認証工場等において、認証機関等が実施しなければならない年次監査及び第三者検査機関として行う格付検査の実施について、新型コロナウイルス感染症による渡航制限等が解除されるまでの間、以下のように取り扱うこととしたためお知らせ致します。

1 認証機関等が行う年次監査について

渡航制限等によるやむを得ない事情により、年次監査の間隔が概ね1年を超えてしまう場合は、理由を記録し、渡航制限等が解除され次第速やかに年次監査を実施することとします。

2 第三者検査機関として行う格付検査について

格付検査を第三者検査機関に委託する場合、現地に赴いて実施しているものについて、渡航制限等によるやむを得ない事情により現地で検査を実施することが不可能な場合は、格付担当者（格付担当者の管理の下で工場の職員が検査を実施する場合を含む。）が検査を実施することも可能とします。

なお、これまでも第三者検査機関に試料を送付して検査を行っていたものについては従前どおりとします。

上記の取り扱いとする場合は、現地で検査が実施できなかった理由、ロット番号、格付担当者による検査状況の写真等を記録することとし、渡航制限等が解除され次第、通常の検査体制に移行してください。

問合せ先

FAMIC 規格検査課

農林水産省 食料産業局食品製造課基準認証室

事務連絡
令和2年4月7日

登録（外国）認証機関 各位

農林水産省食料産業局
食品製造課基準認証室

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う登録（外国）認証機関による調査等にかかる対応について

日頃から、JAS制度の円滑な運用に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症に関するアンケートにご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、登録（外国）認証機関による調査等について、農林水産省としての対応方針を下記のとおり決定しましたので、御連絡いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況について変化があった際には、改めて対応について御連絡いたします。

記

- ・ JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第 2 号ハで定める認証事項の確認を行う期間について、6 ヶ月まで超過することを認める。
- ・ 認証事項の確認調査と同水準が確保できる場合は、リモートでの調査^{*}を認める。
- ・ FAMIC が行う登録（外国）認証機関に対する事業所調査等について、当分の間は実施しない。
- ・ やむを得ない場合は、直近の格付のための検査データを活用した格付^{*}を認める。

※留意事項

○ リモートでの調査に関して

- ・ スマートフォン、携帯端末、PC 等を利用し、音声、画像及びデータの共有により確認調査を行うこと。

例えば、記録などは電子メール等で写しを確認、ほ場や工場の状況については、動画等で確認する。なお、できる限り、リアルタイムで実施することが望ましい。

- 調査を通してセキュリティ及び機密性を確実に維持する処置を講じること。
 - 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた特別な処置であるため、業務規程の変更は必要ないが、事前に調査手法についてFAMICに届け出ること。また、調査項目のどの部分について、リモートで行ったことがわかるよう記録を保管しておくこと。
- やむを得ない場合は、直近の格付のための検査データを活用した格付に関して
- 前回の格付のための測定結果に基づき、その時の製法（原材料、配合、製造時の温度等）を全く変えず、かつ、品質管理のデータで自社基準を逸脱していないことの根拠をそろえられれば、格付可とする。緊急事態宣言解除以降、すみやかに従前の通りの格付のための検査を行うこと。

以上

事務連絡
令和2年6月19日

登録（外国）認証機関 担当者 殿

農林水産省食料産業局
食品製造課基準認証室

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う登録（外国）認証機関による調査等にかかる対応について

貴機関におかれましては、日頃より JAS 制度の適正な運用に御協力いただきありがとうございます。

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う登録（外国）認証機関による調査等にかかる対応に関し、事務連絡を発出したところですが、日本国内はもとより海外でも緊急事態宣言や外出禁止宣言等の解除が開始されております。

このような中、登録（外国）認証機関による調査等について、農林水産省として、改めて対応方針を下記のとおり決定しましたので、ご連絡いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が再び増大するような事態になれば、改めて対応についてご連絡いたします。

記

- ・ 令和2年4月7日付事務連絡において、JAS法施行規則第46条第1項第2号ハで定める認証事項の確認を行う期間について、6ヶ月まで超過することを認めていたが、6ヶ月の超過及びリモート調査は、通常であれば本年12月までに期限となる調査に限ることとする。
- ・ FAMIC が行う登録（外国）認証機関に対する事業所調査等は令和2年7月1日から適宜、実施する。
- ・ やむを得ない場合に認めていた、直近の格付の検査データを活用した格付は令和2年7月1日から認めない。

以上

〔 問合せ先
農林水産省 食料産業局 食品製造課 基準認証室 〕